

文部科学省物品・役務等契約監視委員会（第68回）議事概要

開催日及び場所	令和7年1月30日（木） 文部科学省会計課会議室及びリモートオンライン会議		
出席委員 (敬称略)	○委員長 堀川 義一（一般財団法人経済調査会監事） ○委員 大谷 益世（公認会計士） 楠 茂樹（上智大学教授） 清水 光（弁護士） 松浦 亨（北海道大学病院客員診療教授）		
審議対象期間	第2四半期（令和6年7月1日～9月30日）		
個別審査案件	6件	○議 事 （1）令和6年度第2四半期の物品・役務等契約に係る審査 （2）個別審査案件 （3）その他	
一般競争入札方式	2件		
最低価格方式	1件		
最高価格方式	0件		
総合評価方式	1件		
指名競争入札方式	0件		
最低価格方式	0件		
総合評価方式	0件		
随意契約方式	4件		
企画競争	4件		
公 募	0件		
競争性のない随意契約	0件		
不落随意契約	0件		
事前審査案件	0件		
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙のとおり		
委員会による意見の内容	審議の過程で検討や見直しをしていただきたいと申し上げた点につきましては適切に対応していただくこととし、全体としては問題なく処理されている。		

質 問 ・ 意 見	回 答
個別審査案件について（以下、審査順） ① 「「教育DXを支える基盤的ツールの整備・活用事業」（教育データの利活用の推進事業）～地方自治体における教育データ活用推進のための調査研究 一式」 【一般競争入札（総合評価落札方式）】 （総合教育政策局） ・ 初度・再度の入札のうち予定価格の制限に達したものがなかったことから、3 回目の入札で契約の相手方が決定（落札）している。落札金額は当初の入札金額から大きく下がっているが、事業の遂行に問題は生じていないのか。 ・ 文部科学省の委託事業においては、一者応札が多い中、本事業では 2 者から応札があったことは評価できると思う。何か複数者応札のために講じた措置はあるのか。 ・ 技術審査員が特定の競争参加者の利害関係者に該当する場合は、当該競争参加者からの企画提案に係る審査は辞退しているが、他の競争参加者の審査に関わることは、公平性の観点から問題ではないか。 分野によっては 5 名以上の外部有識者を確保することが難しいことがあるのは承知しているが、何らかの改善策が必要ではないか。 ② 「令和 6 年度芸術家等の活動基盤強化 芸術家等実務研修会の実施 一式」 【随意契約（企画競争方式）】 （文化庁） ・ 3 者応募があり、2 者が採択されたとのことであるが、1 者が不採択となった理由は何か。 ・ 契約相手方の選定方式として、総合評価落札方式（一般競争）ではなく、企画競争（随意契約）に	・ 受託者とは 1～2 週間に 1 回程度打合せを行い、事業の遂行状況も確認している。 なお、受託者においては、提案書どおりの事業を遂行するため、例えば再委託を計画していたものを直接実施するなど、経費面での工夫を講じている。 ・ 特別に講じた措置はないが、本事業の分野については民間事業者の関心が高く、入札説明会にも多数の者に参加いただいた。 ・ 技術審査委員に対しては絶対評価である旨注意喚起を促すとともに、技術提案書等において企業名を伏すといった対応を行ってきたところ。御指摘を踏まえてより良い審査のあり方を検討して参りたい。 ・ 文部科学省においては、企画競争により選定する事業の「質の担保」という観点から、最低合格ラインを設けている。 本事業についても、審査基準において「外部有識者による評価で採択案件の決定方法評価点が最低評価点（50 点）を超える者の中から、原則として最も得点の高い者から順番に採択する」旨を予め示しており、不採択となった 1 者は、当該最低評価点を満たさなかったものである。 ・ 本事業については、複数の芸術分野において、研修会の教材開発や研修会の実施を行う者を募

よることとした理由は何か。 ・会計法においては価格競争が大原則であり、本件については音楽や映像等といった分野毎に総合評価落札方式で契約の相手方を選定するべきではないのか。 ・募集案内においては、公平性の観点から採択件数や1件あたりの事業規模は明示しているか。 ③ 「ポピュラー音楽分野における我が国のアーティストの国際的活動の拡大促進事業（ASEAN地域） 一式」 【随意契約（企画競争方式）】 (文化庁) ・本事業のアウトカムはどのように評価しているのか。 ・採択通知から契約締結まで1ヶ月以上の期間があるが、時間がかかった要因は何か。 ・令和4年度の本事業の開始から3年連続で同一の者が受託している。同じ事業者との契約が続いた場合、特定の音楽アーティストへの支援に止まるといったような懸念はないのか。 ・他者の競争参加を図ることが重要である。既に3年間事業を実施しており、次年度事業においてはこれまでの成果や明らかになった課題等を踏まえ、仕様書において目的を明確化した上で、契約	る必要があることから、企画競争によることとしたものである。 ・御指摘のとおり、会計法の原則は一般競争（総合評価落札方式）であり、実務上の利便性から企画競争を選択するようなことは許されないことは承知している。 一方、本事業については、3者採択することにより、それぞれの事業成果を比較・検討することで、今後の展開に資することに意義がある。 財政当局に対してはこのことを説明した上で、予算を措置いただいております。企画競争によらざるを得ないことについて、一定の御理解をいただきたい。 ・公募要領において採択予定件数は3件、1件あたりの事業規模は最大14,500千円程度である旨を明示している。 ・ポピュラー音楽がテーマであり、YouTubeや各種サブスクリプションにおける海外での再生回数、海外の音楽専門誌における掲載数や評価等をKPIとして設定し、事業評価を行っている。 ・令和5年度までの事業成果から、日本のアーティストの海外における評価を高めていくためには、官民連携が重要であることが明らかとなってきたところ。 企画提案書においては官民連携の大枠を提示いただいたが、具体的にどのような機関とどういったレベルで連携していくか等、細かい点の調整に時間を要したものである。 ・アーティストは公募により音楽関係の統括団体による審査を経て選定しているが、あくまでテストケースであり、当該事業で得られた知見は広く音楽関係者に共有することで、様々な音楽アーティストのASEAN地域での活躍に資することができると考えている。 ・御指摘を踏まえて、次年度事業の契約方式の改善を検討してまいりたい。
---	---

相手方の選定方式は総合評価落札方式に改めるよう検討いただきたい。 ④ 「令和6年度学校施設におけるZEB化基本計画作成支援事業 一式」 【随意契約（企画競争方式）】 （大臣官房文教施設企画・防災部） - 競争参加者となり得る ZEB プランナー登録事業者は、令和 6 年 2 月時点で 500 社以上いるにも関わらず、何故一者応札となったのか。 - 仕様書には文科省が求めていることなどが比較的しっかり書かれていると思うが、契約相手方の選定方式として、総合評価落札方式を採らなかったのは何故か。 - 仕様書はしっかりと書けていると思うので次回以降は総合評価落札方式で調達いただきたい。 ⑤ 「地域医療に従事する医師の確保・養成のための調査研究 一式」 【随意契約（企画競争方式）】 （高等教育局） - 過去の類似事業を見ると、「医学部学生のキャリア形成・地域定着に関する調査・研究」については同一の者が選定されているが、他のテーマでは 2 者応募となった事例もある。今回のテーマについて他者の参入可能性はあったのか。 - テーマの設定範囲を工夫することにより、新規参入者の拡大について検討いただきたい。	- 本事業のターゲットは既存の公立学校施設の改修による ZEB（※）化を検討している地方自治体への支援、例えば基本構想や基本計画の作成に向けた技術的な支援である。 推測になるが、地方自治体の既存施設は経年 40 年などかなり古いものが多く、ZEB 化の検討において必要は設計図書や計算書がそろっていないことを事業者が懸念したことが要因の 1 つではないかと考える。 ※Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。 【環境省 HP より引用】 https://www.env.go.jp/earth/zeb/about/ - 既存学校施設の ZEB 化の実績は僅少なこともあり、地方自治体への支援については民間事業者の有する知見が必要不可欠であるが、この点に関して仕様書に明確に示すことが困難と考えたものである。 - 国公立大学を設置する法人、独立行政法人、医学協会、民間調査機関等、申請の窓口は広げており、他者の参入余地はあると考える。 - どこまで事業を細分化できるかとも絡めて検討して参りたい。
---	--

・本事業は3カ年を前提としたものであるとの説明があったが、それは初年度に企画競争で選定した相手方に対して、3カ年の複数年契約を約束するということか。 ・そうであれば企画提案書には3カ年分の事業計画を記載させ、その内容についてしっかり外部有識者による審査を受ける必要があると思うが、本件の企画提案書には初年度分の事業計画しか記載がない。 ⑥ 「教育研究公開シンポジウム運営等支援業務（事前準備、看板等の作成、設置、当日の運営、司会、後片付け等） 一式」 【一般競争入札（最低価格落札方式）】 （国立教育政策研究所） ・本件で本来求められる競争参加資格の等級如何。	・契約はあくまで単年度毎に行う。 長期間にわたる研究開発事業等については、成果発現の不確実性が高い等の特性があるため、年度毎に目標設定や進捗管理、中止を含めた計画の見直し等の評価を実施し、事業の継続が有益と外部有識者等により判断された場合には、次年度も初年度に企画競争で選定した者と契約を締結することがあり得るというスキームで、財政当局に説明している。 ・公募要領の書き方があいまいになっていたことが原因であり、改善を図って参りたい。 ・C等級であるが、「一般競争参加者の資格限」（平成13年文部科学大臣決定）により、1級上位若しくは2級上位及び1級下位若しくは2級下位の者を競争に参加させることができるため、A～Dに拡大したもの。
--	---